

第5回姫路市自治基本条例検討懇話会 決定事項

1 日 時

平成24年 2月20日（月） 13時30分～16時10分

2 場 所

姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

3 審議手順

姫路市自治基本条例骨子（素案）について検討するため、事務局から資料「姫路市自治基本条例 骨子（素案）」を説明し、各委員からの意見をいただくという形式で審議を行った。

4 審議結果

次の要望事項を除き、概ね資料に掲載されている事務局案が了承された。

5 要望事項等

委員から次の要望事項等があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 第3章と第4章の順序を整理すべきである。
- (2) 議会基本条例に規定されている「市民」の定義について伺いたい。
- (3) 「市」の範囲を整理する必要があるのではないか。
- (4) 「国や地方との関係」、「国際交流」について、規定する場所を再検討してもらいたい。
- (5) 第4章の中身について、「情報共有等」の置き場所を再検討して欲しい。
- (6) 条例制定後の運用手法や見直しに関する規定を検討してもらいたい。
- (7) 市民にとって分かりやすい解説書を作成してもらいたい。